

大府市いきいき幸齢者フェスタ開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自らの生活意欲を高めるよう積極的に社会参加をしている幸齢者を敬い、高齢者の生きがいづくり及び社会参加を促進させることを目的として開催するいきいき幸齢者フェスタについて、必要な事項を定めるものとする。

(開催日)

第2条 いきいき幸齢者フェスタは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する敬老の日の直前の土曜日に開催することを常例とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、これを変更することができる。

(主催者)

第3条 いきいき幸齢者フェスタの主催者は、大府市及び社会福祉法人大府市社会福祉協議会とする。

(参加対象者)

第4条 いきいき幸齢者フェスタの参加対象者(以下「対象者」という。)は、当該年度の9月1日現在において、本市に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者のうち、75歳以上の者とする。

2 対象者の年齢は、当該年度の12月30日における年齢とする。

(開催の通知)

第5条 市長は、対象者の名簿を調製し、いきいき幸齢者フェスタの開催を対象者にあらかじめ通知するものとする。

(事業の内容)

第6条 いきいき幸齢者フェスタにおける事業は、開催目的に基づき、式典及びアトラクションにより構成する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。